

第57回 定時株主総会 招集ご通知

TAKAMAZ
高松機械工業株式会社

証券コード 6155

開催日時

平成30年6月27日（水曜日）
午前10時

開催場所

石川県白山市古城町305番地
白山市松任学習センター1階
コンサートホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

郵送による議決権行使期限

平成30年6月26日（火曜日）
午後5時5分まで

CONTENTS

第57回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

事業報告 …… 2

連結計算書類 …… 26

計算書類 …… 28

監査報告書 …… 30

株主総会参考書類 …… 33

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

証券コード 6155
平成30年6月8日

株 主 各 位

石川県白山市旭丘1丁目8番地
高松機械工業株式会社
代表取締役社長 高松 宗一郎

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日(火曜日)営業時間終了の時(午後5時5分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 石川県白山市古城町305番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第57期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件

以 上

なお、株主総会終了後に、株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、近況報告会を30分程度開催する予定でございますので、ご多忙とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.takamaz.co.jp/ir/stockholder_meeting/meeting_2.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、上記のホームページ記載事項は、監査役及び会計監査人の監査の対象に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(http://www.takamaz.co.jp/ir/stockholder_meeting/meeting_2.html)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢の改善が継続し、緩やかな回復基調で推移しました。一方、欧米の政策動向による海外経済の不確実性や地政学リスクの高まりにより、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの主力分野である工作機械業界においては、平成29年度の業界受注総額は過去最高の1兆7,803億円となり、前年同期に比べ38.1%増加しました。内需・外需両面で旺盛な需要が継続し、平成30年3月の業界受注総額が単月としては過去最高の1,828億円に達するなど、一貫して高い水準で増加傾向が持続しました。

このような状況の中で、当連結会計年度の当社グループの業績も好調に推移し、連結売上高は197億80百万円と、前年同期に比べ27億99百万円(16.5%増)の増収となり、過去最高を更新しました。売上高の増加に伴い利益も増加し、営業利益は15億99百万円(前年同期比70.4%増)、経常利益は16億29百万円(同79.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は11億16百万円(同52.9%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 工作機械事業

工作機械事業の当連結会計年度の業績は、売上高は177億21百万円(前年同期比16.6%増)、営業利益は15億32百万円(同59.9%増)となりました。

地域別の売上高については、内需が大きく伸長し、外需もアジア向けが好調でした。この結果、内需は119億67百万円(同18.4%増)、外需は57億53百万円(同13.1%増)、外需比率は32.5%(前年同期は33.5%)となりました。

工作機械受注高については、国内外での強い需要を反映し、内需・外需ともに大幅に増加したことにより、270億22百万円(前年同期比77.9%増)となり、工作機械受注残高は181億57百万円(同170.6%増)となりました。

当連結会計年度における主な取り組みとして、営業面では、中国で開催されたCIMT2017や石川県で開催されたMEX金沢等、国内外の展示会へ出展し、当社の得意とする自動化技術の紹介や新製品の拡販活動を行いました。また、海外の各連結子会社においてプライベートショーを実施し、各地の顧客との関係強化に努めました。

製品面では、ツインタレット合わせて8本の回転工具を装着可能で、多彩な複合加工により効率的な工程集約が可能な「XTT-500M」、及び「GSL-10」をモデルチェンジし、

コストパフォーマンスを重視しつつ中空チャッキングシリンダの搭載等により使いやすさを向上させた「GSL-10H」を新たに発表しました。また、日刊工業新聞社主催の第47回機械工業デザイン賞において、スカイビング加工専用機「SKV-8」が機能とデザインの両面で評価され審査委員会特別賞を受賞しました。

生産面では、好調な受注状況へ対応するため、立型CNC円筒研削盤の導入等の設備投資や、設計・製造部門への人員の投入を行うとともに、作業の効率化や生産体制の見直しによるコストの削減に取り組んできました。

② IT関連製造装置事業

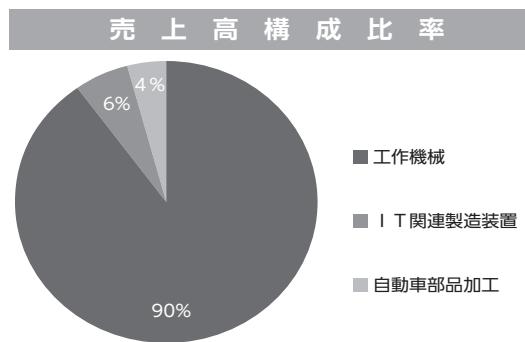
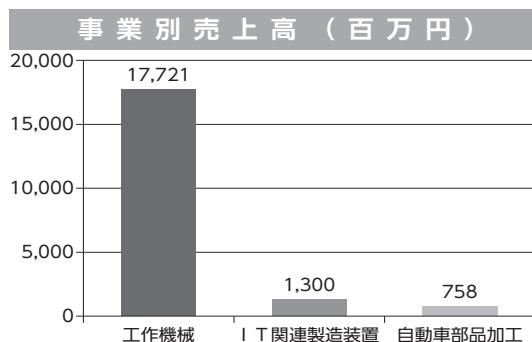
IT関連製造装置事業の当連結会計年度の業績は、売上高は13億円(前年同期比61.2%増)、営業利益は1億13百万円(前年同期は4百万円の営業利益)となりました。

半導体関連が好調だったことに加え、他分野向けの製造請負案件も増加したことにより、前年同期に比べ業績は大きく改善し、売上高・営業利益ともに過去最高となりました。

③ 自動車部品加工事業

自動車部品加工事業の当連結会計年度の業績は、売上高は7億58百万円(前年同期比22.3%減)、営業損失は45百万円(前年同期は23百万円の営業損失)となりました。

当連結会計年度を通じて大手顧客の生産計画の下振れが業績に対して大きく影響し、売上高が低調に推移した結果、前年同期に比べ営業損失が拡大しました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2億22百万円であり、その主なものは、本社工場(工作機械事業)の生産設備の増設であります。

(3) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きについては、内外経済の回復を背景に企業収益が高水準を維持される中、雇用・所得環境の改善が継続し、緩やかな景気拡大基調が期待される一方で、アメリカの経済政策による影響、金融市場や海外経済の動向がリスク要因として想定されます。

工作機械業界の先行きとして日本工作機械工業会は、各需要分野とも設備投資に前向きな姿勢は変わらず好調が続くと予測し、平成30年暦年業界受注総額見込を1兆7,000億円としております。この見込金額は、10年ぶりに最高額を更新した平成29年暦年実績を上回る非常に高い水準であり、要素部品の調達難が納期や調達コストに影響を及ぼすことが懸念されております。

当社グループにおきましても平成29年度末の工作機械受注残高が180億円を超え、過去最高の数値となっております。

平成28年度よりスタートさせた中期経営計画「中期計画2018」において掲げた「売上高の成長と収益性の改善を通じた企業価値の向上」の実現を目指した施策の推進が成果をあげている一方で、足元の好況に基づく生産対応が大きな課題となってきております。そこで生産の最適化、効率向上をはかるとともに、ユーザーズに対して柔軟に対応できる生産体制の構築をさらに進めていくことで、納期遵守と安定生産に努めます。

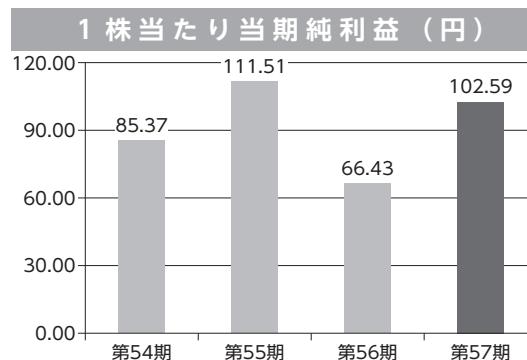
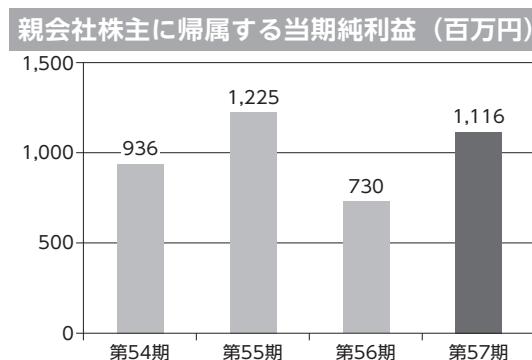
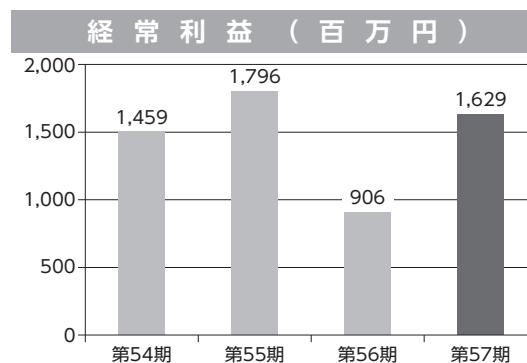
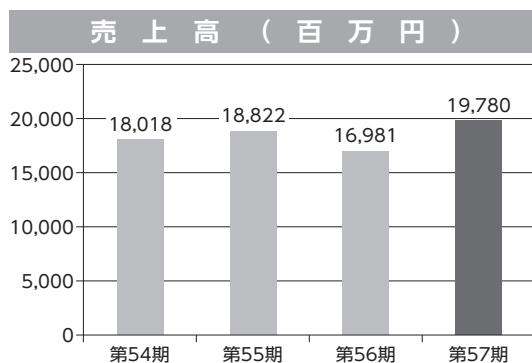
また、「中期計画2018」では、経営規模に関する指標として連結・単体売上高を、収益性に関する指標として連結売上高営業利益率を、企業価値に関する指標として連結ROEをそれぞれ採用しておりますが、最終年度となる平成30年度において、これら指標のうち「連結売上高営業利益率10%以上」が若干の未達となる見通しです。原材料費・人件費等の増加が利益押し下げの影響となっておりますので、効率化・合理化による収益の改善に全社一丸となって取り組み、初期目標の達成を目指してまいります。

当社は平成30年9月に創業70周年を迎えます。これもひとえに、株主・取引先各位に、長くご愛顧いただいた賜物と心より感謝しております。

当社グループといたしましては、今後も日々精進を続けていく所存でありますので、株主各位のより一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別	第54期 (平成27年3月期)	第55期 (平成28年3月期)	第56期 (平成29年3月期)	第57期(当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高(百万円)	18,018	18,822	16,981	19,780
経常利益(百万円)	1,459	1,796	906	1,629
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	936	1,225	730	1,116
1株当たり当期純利益(円)	85.37	111.51	66.43	102.59
総資産(百万円)	19,574	20,323	19,961	21,987
純資産(百万円)	11,303	12,008	12,355	13,276



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.	20万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	1,000万 バーツ	99.3%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH	16万 ユーロ	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
喜志高松機械(杭州)有限公司	55万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
PT.TAKAMAZ INDONESIA	100万 USドル	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TP MACHINE PARTS CO., LTD.	4,000万 バーツ	81.2%	自動車部品の加工
TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD.	50万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V.	600万 メキシコペソ	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
工作機械事業	工作機械及びその周辺装置・部品等の製造販売・サービス・メンテナンス
IT関連製造装置事業	IT関連製造装置の製造
自動車部品加工事業	自動車部品等の加工

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社工場(石川県白山市旭丘1丁目8番地)

第二工場(石川県白山市)、第三工場(石川県白山市)、開発センター(石川県白山市)ほか
営業拠点：関東支店、名古屋支店、大阪支店ほか

② 子会社

TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.(アメリカ イリノイ州)

TAKAMATSU MACHINERY(THAILAND)CO., LTD.(タイ サムットプラーカーン県)

TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH(ドイツ オペラート市)

喜志高松機械(杭州)有限公司(中国 杭州市)

PT.TAKAMAZ INDONESIA(インドネシア ブカシ県)

TP MACHINE PARTS CO., LTD.(タイ サムットプラーカーン県)

TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD.(ベトナム ホーチミン市)

TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V.(メキシコ グアナフアト州)

③ 関連会社

株式会社タカマツエマグ(石川県白山市)、杭州友嘉高松機械有限公司(中国 杭州市)、
株式会社エフ・ティ・ジャパン(石川県白山市)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
586名	23名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523名	13名増	35.9歳	11.6年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	686百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	206百万円
株式会社商工組合中央金庫	30百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,020,000株(自己株式186,744株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 2,323名(前期末比371名減)
- (5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
高松機械工業取引先持株会	827千株	7.6%
株式会社タカマツ	810千株	7.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	516千株	4.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	459千株	4.2%
北国総合リース株式会社	433千株	4.0%
株式会社北國銀行	408千株	3.8%
日本生命保険相互会社	384千株	3.5%
明治安田生命保険相互会社	360千株	3.3%
株式会社朝日電機製作所	355千株	3.3%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	344千株	3.2%

(注) 持株比率は自己株式(186,744株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

新株予約権の名称		第1回中計連動新株予約権
発行決議日		平成28年11月11日
新株予約権の数		2,400個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 240,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 63,100円 (1株当たり 631円)
権利行使期間		平成31年5月21日から 平成32年5月20日まで
行使の条件		(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 680個 目的となる株式数 68,000株 保有者数 9名

(注) 1. 新株予約権の数は、当社取締役及び当社使用人に交付された時点における総数を記載しております。
2. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 割り当てられた新株予約権には複数の業績達成条件を付するものとする。当該条件をすべて満たした場合に限りすべて行使することができ、当該条件を満たさなかった場合、その程度に応じ一部又はすべてを行使することができない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- (4) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高松 喜与志	代表取締役社長	白山商工会議所 会頭
高松 宗一郎	代表取締役副社長	PT.TAKAMAZ INDONESIA 代表取締役社長 TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役 喜志高松機械(杭州)有限公司 董事 TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD. 取締役 TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V. 取締役 杭州友嘉高松機械有限公司 董事
前田 充夫	専務取締役 生産本部・新分野事業部担当	喜志高松機械(杭州)有限公司 董事 杭州友嘉高松機械有限公司 董事
中西 与平	専務取締役 営業本部・部品事業部担当	TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC. 代表取締役社長 TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 代表取締役社長 TP MACHINE PARTS CO., LTD. 代表取締役社長 株式会社タカマツエマグ 代表取締役社長
溝口 清	常務取締役 管理本部担当	TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC. 取締役 TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 取締役 株式会社タカマツエマグ 監査役
徳野 穰	取締役 営業本部長兼国内営業部長	株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長
磯部 稔	取締役 生産本部長兼FAシステム部担当	
村田 俊哉	取締役 生産本部 生産管理部長	
四十万 尚	取締役 管理本部長兼企画経理部長	喜志高松機械(杭州)有限公司 監事 PT.TAKAMAZ INDONESIA 監査役 杭州友嘉高松機械有限公司 監事 株式会社エフ・ティ・ジャパン 監査役
中西 祐一	取締役	弁護士 中西祐一法律事務所代表
石原 多賀子	取締役	金沢大学 非常勤監事
池上 佳信	常勤監査役	
鍛冶 敏弘	監査役	税理士 鍛冶敏弘税理士事務所代表
杖村 修司	監査役	株式会社北國銀行 代表取締役専務

- (注) 1. 取締役中西祐一、石原多賀子の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役鍛冶敏弘、杖村修司の両氏は社外監査役であります。
 3. 監査役鍛冶敏弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役中西祐一、石原多賀子、監査役鍛冶敏弘の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当事業年度中に以下の取締役の重要な兼職に異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
高松 喜与志	TP MACHINE PARTS CO., LTD. 代表取締役社長を退任	平成30年3月13日
前田 充夫	株式会社タカマツエマグ 取締役を退任	平成30年3月12日
中西 与平	TP MACHINE PARTS CO., LTD. 代表取締役社長に就任	平成30年3月13日

6. 平成30年4月1日をもって以下の取締役の地位及び担当に異動がありました。

氏名	新	旧
高松 喜与志	代表取締役会長	代表取締役社長
高松 宗一郎	代表取締役社長	代表取締役副社長
溝口 清	専務取締役	常務取締役 管理本部担当
徳野 穰	常務取締役 営業本部長兼国内営業部長	取締役 営業本部長兼国内営業部長
磯部 稔	常務取締役 生産本部長兼FAシステム部担当	取締役 生産本部長兼FAシステム部担当
前田 充夫	取締役 生産・新分野事業部担当	専務取締役 生産本部・新分野事業部担当
中西 与平	取締役 営業・部品事業部担当	専務取締役 営業本部・部品事業部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	266百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17百万円 (4百万円)
合 計	14名	283百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額が含まれております。
2. 平成28年6月28日開催の第55回定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額400百万円(うち社外取締役は年額10百万円)と定められております(報酬限度額に使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません)。
また、平成28年6月28日開催の第55回定時株主総会決議によりストック・オプションとして新株予約権を発行することによって与えられる取締役の報酬限度額は別枠で年額25百万円と定められております。
3. 平成6年6月30日開催の第33回定時株主総会決議により監査役の報酬限度額は年額50百万円と定められております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中西祐一氏は、中西祐一法律事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

取締役石原多賀子氏は、金沢大学の非常勤監事であります。当社と同大学との間には特別の関係はありません。

監査役鍛冶敏弘氏は、鍛冶敏弘税理士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

監査役杖村修司氏は、株式会社北國銀行の代表取締役専務であります。同行は当社の主要な取引金融機関であります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	中西 祐一	当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行ってまいりました。
	石原 多賀子	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、主に行政運営や大学経営を通じて培った知識・見地から適宜発言を行ってまいりました。
社外監査役	鍛冶 敏弘	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行ってまいりました。
	杖村 修司	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、主に金融機関の経営を通じて培った知識・見地から適宜発言を行ってまいりました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行ってまいります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査の状況

当社子会社のTAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.、喜志高松機械(杭州)有限公司、PT.TAKAMAZ INDONESIA、TP MACHINE PARTS CO., LTD. 及び TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するためコンプライアンス規程を整備し、倫理コンプライアンスのための行動規範として定めたコンプライアンスマニュアルを遵守させる。

その徹底をはかるため、各部署及び各グループ会社にコンプライアンスオフィサーを設置し、取締役管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会によってコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室においてコンプライアンスの状況を監査する。

当該活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告を行う。

企業倫理に関するすべての事項について、使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

また、コンプライアンス規程において、ホットラインに通報したことで相談・通報者本人に不利益な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループの取締役・使用人に周

知徹底する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務の執行に係る情報は、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。
また、これら情報について、必要に応じて閲覧を行えるように適切に管理する。
これらの保存及び管理を行うために、取締役会は文書管理規程を整備し、適切な運用の管理・監督を行う。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするためにリスク管理規程を整備し、組織横断的リスク管理体制を確立する。
リスク管理規程に基づき、リスク管理の全体的推進と情報の共有化をはかるためにリスク管理委員会を運営する。リスク管理委員会では、リスクに関する情報収集、分析及び評価を行い、対策を立案して取締役会に提案するとともに、全社的啓蒙活動を行う。
内部監査室は、リスクに関する組織横断状況を監査し、代表取締役社長及び監査役会に報告する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社グループの経営に関する重要事項を決定するために定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、重要方針を決定するための経営会議も随時開催することで、効率的で円滑な経営コントロールを行う。
取締役会では、中期経営計画を策定し、同計画に基づく年度目標及び方針をまとめた経営方針書を策定し、全社員に配布する。
取締役は、所轄部門において期首に目標達成のための具体的な方策を定め、代表取締役社長の承認を受けた後、方策を執行する。方策の執行は各取締役の責任において推進し、その状況については取締役会及び半期ごとに行うトップ診断にて報告を行い、執行状況において適切な対策を実施する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ会社の経営については、事業内容の定期的報告と重要事項の事前審議を行うとともに、関係会社管理規程に定めた事項については、取締役会の承認を得るものとしている。
内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を担当し、その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。取締役会は代表取締役社長から報告を受け、改善策の審議・決定を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室及び管理本部の使用人に対し、監査業務の補助を命令することができる。

なお、当該命令を受けた使用人は、その職務の補助に関し、取締役からの指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動等については、事前に監査役と協議のうえ決定するものとする。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役は、法令で定められた事項、経営会議で決議した事項、重大な法令・定款違反及びその他重要な事項について、監査役又は監査役会に報告する。

当社グループの使用人は、重大な法令・定款違反又は当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査役又は監査役会に直接報告ができるものとする。

監査役が必要と判断した場合には、いつでも当社グループの取締役・使用人に対して報告を求めることができる。

当社は、コンプライアンス規程において、監査役又は監査役会に当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを禁止する旨を定め、当社グループの取締役・使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間で、定期的な意見交換を実施する。

監査役は、経営会議等の重要な会議に出席できるとともに、会議議事録及び稟議書等の書類を常時閲覧することができる。

内部監査室が監査役及び監査役会と緊密な連携をとるとともに、管理本部が監査役及び監査役会を補助する。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用の償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに処理する。また、職務の執行に必要な費用として、毎年一定額の予算を設ける。

- ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、「反社会的勢力・団体に毅然とした態度で臨むことは企業の倫理的使命であり、事業活動の健全な発展のために不可欠な条件である」との認識をもって行動する。また、反社会的勢力対応要領（マニュアル）を整備し、対応統括部署を総務人事部、対応責任者を管理本部長と定めるとともに外部専門機関との連携を保ち、反社会的勢力を一切排除することを基本姿勢として取り組む。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。また、金融商品取引法及び関係法令等の適合性を確保するため、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程によりホットラインを設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部署及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要となる合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これ

ら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様の判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I. の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組みについて

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、

『 高松機械は「社会に貢献」する。
お客様には、安全でメリットのある商品を
従業員には、生活の安定と希望を
株主には、適切な配当を
提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、
社会の発展に積極的に貢献する。 』

であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてまいりました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であり、また、そのためのたゆまぬ努力を継続することが当社の企業価値を向上させることであると考えております。

工作機械事業において当社は、ユーザーニーズを的確に捉えた製品を開発・提供するとともに、設備投資や生産効率の向上及び人材の確保・育成を進めて生産能力の拡大をはかっていくことで、より多くの製品を市場に提供し、売上高の増加に努めています。

また、受注においては、当社が強みとしている自動車業界に対して魅力あるシステムや加工技術をもって最適なソリューションを提供する提案型営業を進めることで、内外需ともにシェアの拡大をはかっています。

特に需要拡大が続く海外市場への対応が重要であると考えており、市場開拓・拡大のために経営資源を適切に投入し、拠点の設置・強化や新規ディーラーの開拓を行って営業基盤を強化していくとともに、グループ会社間の連携を強化していきます。また、国内ユーザが海外進出を検討する事例も増えているため、国内と海外の連携も強化していきます。

研究開発においても、ユーザーニーズを先取りした製品開発を目的とし、新技術、新ユニットの開発にも、ユーザーニーズを的確・迅速に反映させています。また、より高品質、高精度に進化させた製品の開発、省エネ化・省スペース化・省コスト化をはかった環境に優しい製品の開発を行っています。

当社は企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の

多角化を進めてきており、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開してきました。これら事業においても受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

上記のように、経営理念と経営方針に基づく取り組みは、企業価値ひいては株主共同の利益の向上をはかる基盤になるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組み

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され、魅力ある企業となるべく、企業倫理と遵法を徹底し、内部統制システムの適正な運用・強化を推進し、加えて経営の透明性・公正性を向上することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

当社は、経営状態の管理監督や重要事項を決定する取締役会を毎月1回は定例開催し、また、随時取締役会を開催可能な体制を構築していますので、必要時に即座に取締役会を開催して、スピード経営を実施しています。加えて、重要方針を決定するための役員会議も随時開催することで、効率的で円滑な経営コントロールを行っています。

当社は経営監督機能として、監査役会制度を採用しており、平成30年3月末現在では常勤監査役1名を含む3名体制であり、うち2名が社外監査役であります。また、取締役会の監督機能をより高め、コーポレート・ガバナンス体制も強化するために、社外取締役2名を選任しており、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しております。

会計監査においては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な監査を受けています。また、税理士及び弁護士と顧問契約を締結しており、経営判断の参考とするための助言を適宜得ています。

コンプライアンスにつきましては、ISOシステム(品質・環境)の遵守、内部監査によるチェックとあわせ、適宜法令の情報収集を行うことで徹底をはかっています。当社には全役員・従業員・派遣社員等が守るべき指針として、基本的姿勢と行動計画を掲げた「私たちの行動基準」があります。その「私たちの行動基準」と「コンプライアンス基本スタンス」「セルフチェックシート」を記載した「コンプライアンス・マニュアル」及び「倫理コンプライアンスカード」を全役員・従業員・派遣社員等に配布して、コンプライアンス意識の徹底をはかっています。

さらに、当社では、当社が被る損失又は不利益を最小限とするためにリスク管理規程を整備し、組織横断的なリスク管理体制を確立しています。リスク管理規程に基づき、リスク管理の全体的推進と情報の共有化をはかるためにリスク管理委員会を設置しており、リスク管理委員会では、リスクに関する情報収集、分析及び評価を行い、対策を立案して取締役会に提案するとともに、全社的啓蒙活動を行います。また、内部監査室がリスクに関する組織横断状況を監査し、代表取締役社長及び監査役会に報告します。

このように、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、経営理念、経営方針の具現性を高め、企業価値ひいては株主共同の利益の向上をはかる基盤となるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

当社は、上記 I. で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社の株式等の保有者及びその共同保有者又は当社株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式等の

買付行為、結果として議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(大規模買付行為)に際しては、一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)を導入いたしました(本プランは、当社第56回定時株主総会(平成29年6月28日開催)において継続することを承認可決されました)。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(本プラン)の概要

1. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会が一定期間内に評価し、③当社取締役会が対抗措置の不発動を開示した後に初めて大規模買付者が大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます)を当社の定める書式に従って提出していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び第三者委員会としての意見形成、評価、検討のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)の提供を受けるために当該大規模買付者に必要な大規模買付情報のリストを交付し、大規模買付情報の提供を依頼します。大規模買付者には当社が定める合理的な回答期限までに大規模買付情報を当社取締役会宛に当社の定める書式により提出していただきます。また、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表します。

大規模買付情報には下記の内容が含まれますが、その具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び各組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、財産内容等を含む)
- ② 大規模買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む)
- ③ 大規模買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報)
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容)
- ⑤ 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付にかかる一連の取引により、当社及び当社ステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑦ 大規模買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

なお、当初提出いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会による

評価内容等は、当社株主の皆様への判断の必要性を考慮し適宜開示します。

(3) 当社取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を完了したと判断した場合、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等)の助言を受けながら、大規模買付情報を評価・検討の上、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議、意見形成、大規模買付者との買収条件に関する交渉、代替案の策定等を行います。

また、当社取締役会は、第三者委員会に対し大規模買付者から提供された大規模買付情報やこれについての当社取締役会としての意見を伝えます。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動、大規模買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が提示する代替案の概要、その他当社取締役会が適切と判断した事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、情報開示を行います。

なお、当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには、一定の期間が必要であるため、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、下記①又は②のとおり、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を取締役会評価期間として設定します。

① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から60日以内(初日不算入)

② その他他の方法による大規模買付行為の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から90日以内(初日不算入)

なお、当社取締役会が取締役会評価期間満了時まで、大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議、意見形成を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(但し、30日間を超えないものとします)で、取締役会評価期間を延長する旨の決議を行うものとし、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行います。

2. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当、又は会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置(以下、「対抗措置」といいます)をとることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定及び対抗措置の発動の適否・内容については、必要に応じて外部専門家の助言等を参考にした上で、第三者委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様へ説明するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

なお、当社取締役会が、大規模買付情報を十分に評価・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断した場合には、その旨の意見表明を行います。

大規模買付行為に応じるか否かは、当社の株主の皆様において当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討し、判断していただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、当社取締役会は、必

要に応じて外部専門家の助言等を参考にした上で、第三者委員会の勧告を最大限に尊重し、対抗措置の発動の適否・内容を決定します。

- ① 当社株式等を買占め、その株式等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式等の取得を行っている判断される場合
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)等、株主の皆様当社株式等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者が当社の経営を支配したことにより、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(対価の価額、種類、対価の価額の算定根拠等)並びに買付の内容、時期、及び方法等が当社の企業価値の源泉に鑑み、著しく不十分又は不適當である場合

3. 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

(1) 第三者委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置します。

第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者(弁護士、公認会計士、税理士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任するものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため対抗措置を発動すべきか否か、及び本プランの修正を行うべきか否かの判断に当たっては、当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとし、第三者委員会はこの諮問に基づき、対抗措置発動の是非等について審議・決議した上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。なお、第三者委員会は、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。これに要する費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

(2) 対抗措置発動の手続

本プランにおいては上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、上記Ⅲ.2.(1)に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、まず当社取締役会に対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。第三者委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか等を十分勘案した上で、対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

第三者委員会からの勧告の内容については、当社取締役会が適切と判断する時点で、適用ある法令

等及び証券取引所規則に従って情報開示を行います。

対抗措置の発動又は不発動の判断は、最終的に当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置の発動又は不発動の判断を決定した場合は、第三者委員会の勧告内容とあわせて適時開示します。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ.3.(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて第三者委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当決議後から無償割当の効力発生日までの間においては、無償割当の中止を、又は無償割当の効力発生後においては、当該新株予約権者に対し株式等を交付することなく当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止又は変更を行う場合は、速やかに開示を行います。

4. 本プランの適用開始、有効期間、継続、修正又は変更及び廃止

本プランの有効期間は、第56回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても適用ある法令、証券取引所規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合には、第三者委員会の承認を得た上で本プランを修正又は変更する場合があります。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会において修正又は廃止することができるものとします。なお、修正する旨が決議された場合は、修正された本プランの有効期間は新たに当該株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までに変更されるものとし、廃止する旨が決議された場合は、その時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが修正、変更又は廃止された場合には、当該、修正、変更又は廃止の事実及びその内容並びにその他当社取締役会が適切と認める事項につきまして、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って情報開示します。

IV. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

1. 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するかどうかにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護することを目的として、上記Ⅲ.2.のとおり、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して情報開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様ご自身

が、権利行使期間内に所定の新株予約権の行使手続きを行わなければ、他の株主の皆様による当該新株予約権の行使により、その保有する当社株式の法的権利又は経済的利益が希釈化されることとなります。但し、当社が本新株予約権の有償取得の手続きをとった場合、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことはなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、第三者委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、新株予約権無償割当の中止、又は発行した新株予約権の無償取得により対抗措置発動の停止を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、割当基準日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

V. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第56回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって継続されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

(注) 本事業報告記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,035	流 動 負 債	7,504
現金及び預金	3,579	支払手形及び買掛金	1,902
受取手形及び売掛金	4,651	電子記録債務	3,129
電子記録債権	3,836	短期借入金	763
商品及び製品	789	リース債務	34
仕掛品	1,323	未払法人税等	386
原材料及び貯蔵品	1,041	賞与引当金	213
繰延税金資産	378	役員賞与引当金	40
その他	446	製品保証引当金	70
貸倒引当金	△10	その他	963
固 定 資 産	5,952	固 定 負 債	1,206
有 形 固 定 資 産	4,631	長期借入金	170
建物及び構築物	1,363	リース債務	56
機械装置及び運搬具	770	退職給付に係る負債	528
工具、器具及び備品	161	長期未払金	387
土地	2,262	繰延税金負債	63
リース資産	66	その他	0
建設仮勘定	6	負 債 合 計	8,710
無 形 固 定 資 産	27	純 資 産 の 部	
リース資産	26	株 主 資 本	12,834
電話加入権	0	資 本 金	1,835
投 資 其 他 の 資 産	1,294	資 本 剰 余 金	1,814
投資有価証券	1,078	利 益 剰 余 金	9,348
保険積立金	170	自 己 株 式	△164
その他	79	その他の包括利益累計額	414
貸倒引当金	△34	その他有価証券評価差額金	142
資 産 合 計	21,987	為替換算調整勘定	284
		退職給付に係る調整累計額	△11
		新 株 予 約 権	13
		非支配株主持分	14
		純 資 産 合 計	13,276
		負 債 純 資 産 合 計	21,987

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	19,780
売上原価	14,744
売上総利益	5,036
販売費及び一般管理費	3,436
営業利益	1,599
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	9
受取保険金	5
受取賃貸料	6
再生売却収入	17
その他	24
営業外費用	
支払利息	5
持分法による投資損失	13
為替差損	9
デリバティブ評価損	6
その他	0
経常利益	1,629
特別利益	
投資有価証券売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	1,628
法人税、住民税及び事業税	557
法人税等調整額	△41
当期純利益	1,112
非支配株主に帰属する当期純損失	△4
親会社株主に帰属する当期純利益	1,116

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,622	流動負債	7,200
現金及び預金	2,699	支払手形	362
受取手形	1,127	電子記録債権	3,129
電子記録債権	3,836	買掛金	1,471
売掛金	3,492	短期借入金	640
商品及び製品	578	1年内返済予定の長期借入金	123
仕掛品	1,323	リース負債	34
原材料及び貯蔵品	995	未払費用	236
前渡金	181	未払法人税等	125
前払費用	15	未払消費税	356
繰延税金資産	337	賞与引当金	38
その他	45	役員賞与引当金	208
貸倒引当金	△11	製品保証引当金	40
固定資産	5,819	設備関係支払手形	70
有形固定資産	4,542	営業外電子記録債権	4
建物	1,311	その他	32
構築物	39	固定負債	1,119
機械及び装置	710	長期借入金	170
車両運搬具	1	リース負債	56
工具、器具及び備品	143	退職給付引当金	501
土地	2,262	関係会社事業損失引当金	3
リース資産	66	長期未払金	387
建設仮勘定	6	負債合計	8,319
無形固定資産	27	純資産の部	
リース資産	26	株主資本	11,967
電話加入権	0	資本	1,835
投資その他の資産	1,250	資本剰余金	1,818
投資有価証券	452	資本準備金	1,776
関係会社株	541	その他資本剰余金	41
出資	5	利益剰余金	8,477
関係会社長期貸付金	23	利益準備金	95
保険積立金	170	その他利益剰余金	8,382
破産更生債権等	33	配当準備積立金	137
繰延税金資産	27	土地圧縮積立金	189
その他	30	固定資産圧縮積立金	0
貸倒引当金	△34	別途積立金	6,980
資産合計	20,442	繰越利益剰余金	1,075
		自己株式	△164
		評価・換算差額等	142
		その他有価証券評価差額金	142
		新株予約権	13
		純資産合計	12,122
		負債純資産合計	20,442

損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	18,740
売上原価	14,170
売上総利益	4,570
販売費及び一般管理費	3,152
営業利益	1,418
営業外収益	0
受取配当金	44
受取保険料	5
受取賃料	6
その他	39
営業外費用	5
支払利息	6
その他	12
経常利益	1,502
特別利益	0
投資有価証券売却益	0
関係会社事業損失引当金戻入額	6
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	1,507
法人税、住民税及び事業税	506
法人税等調整額	△54
当期純利益	1,055

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 間 智 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高松機械工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 久晴 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠間 智樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高松機械工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

高松機械工業株式会社 監査役会

常勤監査役

池 上 佳 信 ㊟

社外監査役

鍛 治 敏 弘 ㊟

社外監査役

杖 村 修 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご期待にお応えすべく、当期の業績、今後の事業展開並びに配当性向等を総合的に勘案いたしまして、安定した配当を継続的に実施していきたいと考えております。

また、将来にわたる株主の皆様への利益を確保すべく、企業体質の強化をはかるため、内部留保の確保にも努める所存であります。

これにより、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処분을させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額140,832,328円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 850,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 850,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役11名は任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たかまつきよし 高松喜与志 (昭和28年12月7日生)	昭和54年4月 当社入社 昭和59年5月 取締役 昭和63年5月 常務取締役 平成2年5月 専務取締役 平成6年6月 取締役副社長 平成8年6月 代表取締役社長 平成30年4月 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 白山商工会議所 会頭	310,805株
(取締役候補者とした理由) 高松喜与志氏は、昭和59年に取締役に就任後、常務取締役、専務取締役、取締役副社長及び代表取締役社長を経て、平成30年からは代表取締役会長を務めており、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした豊富な実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。			
2	たかまつそういちろう 高松宗一郎 (昭和53年3月8日生)	平成12年4月 当社入社 平成22年4月 管理本部総務人事部長 平成22年6月 取締役管理本部総務人事部長 平成25年4月 取締役営業本部海外営業部長 平成26年10月 代表取締役副社長 平成30年4月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) PT.TAKAMAZ INDONESIA 代表取締役社長 TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役 喜志高松機械(杭州)有限公司 董事 TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD. 取締役 TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V. 取締役 杭州友嘉高松機械有限公司 董事	55,596株
(取締役候補者とした理由) 高松宗一郎氏は、平成22年に取締役に就任後、代表取締役副社長を経て、平成30年からは代表取締役社長を務めており、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした豊富な実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	みぞ ぐち きよし 溝 口 清 (昭和25年3月1日生)	昭和43年4月 当社入社 平成8年6月 取締役管理部長 平成20年6月 常務取締役管理本部長 平成30年4月 専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) TAKAMATSU MACHINERY U.S.A.,INC. 取締役 TAKAMATSU MACHINERY(THAILAND)CO.,LTD. 取締役 株式会社タカマツエマグ 監査役	97,620株
(取締役候補者とした理由) 溝口清氏は、平成8年に取締役に就任後、常務取締役を経て、平成30年からは専務取締役を務めており、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした豊富な実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			
4	とく の ゆたか 徳 野 稜 (昭和32年1月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 取締役営業本部業務部長 平成21年4月 取締役営業本部海外営業部長 平成25年4月 取締役生産本部技術部長 平成29年4月 取締役営業本部長兼国内営業部長 平成30年4月 常務取締役営業本部長兼国内営業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長	27,661株
(取締役候補者とした理由) 徳野稜氏は、平成18年に取締役に就任後、平成30年からは常務取締役を務めており、主として当社における営業・製造部門の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			
5	いそ べ みる 磯 部 稔 (昭和33年5月11日生)	昭和56年4月 当社入社 平成22年6月 執行役員生産本部技術部長 平成26年6月 取締役営業本部国内営業部長 平成29年4月 取締役生産本部長兼FAシステム部担当 平成30年4月 常務取締役生産本部長兼FAシステム部担当(現任)	12,280株
(取締役候補者とした理由) 磯部稔氏は、平成26年に取締役に就任後、平成30年からは常務取締役を務めており、主として当社における営業・製造部門の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	しじま ひさし 四十万 尚 (昭和35年1月18日生)	平成元年1月 当社入社 平成26年4月 執行役員管理本部企画経理部長 平成28年6月 取締役管理本部副本部長兼企画経理部長 平成29年4月 取締役管理本部長兼企画経理部長(現任) (重要な兼職の状況) 喜志高松機械(杭州)有限公司 監事 PT.TAKAMAZ INDONESIA 監査役 杭州友嘉高松機械有限公司 監事 株式会社エフ・ティ・ジャパン 監査役	12,193株
(取締役候補者とした理由) 四十万尚氏は、主に経理・財務部門を経て、平成28年から取締役に務めており、主として当社における経営の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。			
7	まえだ みちお 前田 充夫 (昭和24年2月19日生)	昭和42年4月 当社入社 平成2年5月 取締役製造部長 平成12年6月 常務取締役 平成14年4月 常務取締役生産本部長 平成25年4月 専務取締役生産本部長兼新分野事業部担当 平成30年4月 取締役生産・新分野事業部担当(現任) (重要な兼職の状況) 喜志高松機械(杭州)有限公司 董事 杭州友嘉高松機械有限公司 董事	173,230株
(取締役候補者とした理由) 前田充夫氏は、平成2年に取締役に就任後、常務取締役を経て、平成25年から平成30年まで専務取締役に務め、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	なかにしよへい 中西与平 (昭和23年6月14日生)	昭和39年11月 当社入社 平成8年6月 取締役輸出営業部長兼営業本部担当 平成12年6月 常務取締役営業本部長 平成25年4月 専務取締役営業本部長兼部品事業部担当 平成30年4月 取締役営業・部品事業部担当(現任) (重要な兼職の状況) TAKAMATSU MACHINERY U.S.A.,INC. 代表取締役社長 TAKAMATSU MACHINERY(THAILAND)CO.,LTD. 代表取締役社長 TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 代表取締役社長 TP MACHINE PARTS CO.,LTD. 代表取締役社長 株式会社タカマツエマグ 代表取締役社長	126,630株
	(取締役候補者とした理由) 中西与平氏は、平成8年に取締役に就任後、常務取締役を経て、平成25年から平成30年まで専務取締役を務め、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。		
9	むらたとしや 村田俊哉 (昭和33年10月3日生)	昭和56年4月 当社入社 平成25年4月 生産本部生産管理部長 平成26年4月 執行役員生産本部生産管理部長 平成28年6月 取締役生産本部生産管理部長(現任)	18,358株
	(取締役候補者とした理由) 村田俊哉氏は、主に製造・調達部門を経て、平成28年から取締役を務めており、主として当社における製造部門の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。		
10	なかにしゆういち 中西祐一 (昭和50年12月9日生)	平成14年10月 弁護士登録(金沢弁護士会)(現在) 平成20年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 中西祐一法律事務所代表	1,710株
	(社外取締役候補者とした理由) 中西祐一氏は、平成20年から社外取締役を務めており、弁護士としての豊富な経験・知識等から、客観的・独立的な視点で当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。 なお、同氏の社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。		

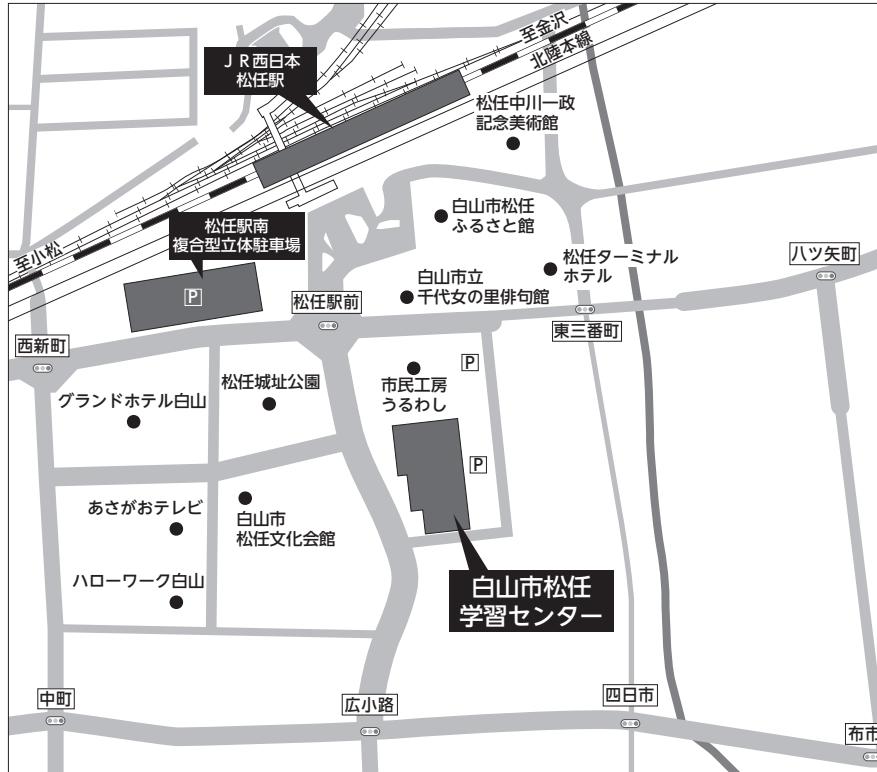
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	いし はら たかこ 石原多賀子 (昭和21年12月24日生)	昭和62年4月 北陸大学教養部助教授 平成3年4月 金沢市教育委員会教育長 平成11年7月 中核市教育長連絡会会長 平成12年4月 金沢大学運営諮問会議委員・会長 平成13年1月 文部科学省独立行政法人評価委員会委員・教員研修センター部会長 平成13年5月 全国都市教育長協議会会長 平成21年4月 北陸大学未来創造学部教授 平成24年4月 金沢大学常勤監事 平成28年4月 金沢大学非常勤監事(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 金沢大学非常勤監事	458株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>石原多賀子氏は、平成28年から社外取締役を務めており、大学経営、教育行政及び社会学の専門家としての豊富な経験・知識等から、客観的・独立的な視点で当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数には、高松機械工業役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県白山市古城町305番地
白山市松任学習センター 1階 コンサートホール TEL(076)274-5411



交通手段

1. JRをご利用の場合 JR西日本「松任駅」下車(南口側)徒歩3分
2. バスをご利用の場合 北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」停留所から徒歩2分

当日は駐車場の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
また、当センターの駐車場の収容台数には限りがございますので、車でご来場の場合は、松任駅南複合型立体駐車場をご利用ください。なお、その際には駐車券を株主総会会場までご持参ください。